

レイサム アンド ワトキンス
訴訟部門

[ホワイトカラー犯罪弁護& 内部調査プラクティスグループ](#)

2022年 8 月 23 日 | 第 3000 号

[Read this Client Alert in English](#)

米国規制当局 — 企業コンプライアンスとそのゲートキーパーに一層の重点を置く姿勢

近年、規制当局はその声明及び措置において、コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス・オフィサーに十分な権限を与えると同時に、説明責任を課す必要性を強調

パンデミック収束後の企業運営にあたり、企業の法務及びコンプライアンス・チームは、近年の米国規制当局による声明及び執行措置の傾向、変化するベストプラクティスなどに留意し、今日のビジネスの実情に基づく需要を満たすと同時に、規制当局の期待にも応えるようなコンプライアンス・プログラムを構築する必要があります。テクノロジー主導型への移行、ビジネス環境のハイブリッド化など様々な進化を続けており、その変化に対応し当局の期待を満たすためには、コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス担当者に権限を与えると同時に、説明責任を持たせるという二つのテーマが重要になってくると考えられます。

本クライアントアラートでは、企業のコンプライアンス・プログラムの重要性に関する最近の米国司法省（DOJ）及び米国証券取引委員会（SEC）の声明に、特に調査及び執行の観点から焦点を当てていきます。また、DOJが新たに導入した企業に対する執行措置において実質的に義務化されているコンプライアンス・オフィサー証明書（compliance officer certification）についても、その概要を紹介します。次回のクライアントアラートでは、パンデミック収束後の時代に、企業のコンプライアンス・チームに権限を与え、かつ説明責任を持たせるような体制を構築するための実践的な方法をご提案する予定です。

米国規制当局、企業コンプライアンスを重要視

DOJとSECが企業のコンプライアンス・プログラムを重要視するのは新しいことではありません¹。しかしバイデン政権は、ホワイトハウス主導のポリシーステートメント²や政府関係者による講演やその他公式声明において、コンプライアンス・プログラムが如何に重要であるかを特に明確に強調しています。これらの声明を通して、企業は規制当局がコンプライアンスについてどのように考えているか、また自社のコンプライアンスに関してどのように最善のリソース配分と取組みを実現させるべきか理解を進めることができます。以下の通り、当局のメッセージからいくつかのヒントが見えてきます。

- **企業は、自社のコンプライアンス・プログラムに十分な予算が充てられ、リソースが確保されていることを保証する必要がある。**³ 2022年5月、DOJ司法次官補・刑事局長であるケネス・ポリテ Jr.氏は、コンプライアンス・ウィーク全米会議において、聴衆に対し、DOJがコンプライアンス・プログラムの構造だけでなく、全体的な人員、コンプライアンス予算、内部リソースの適正など、コンプライアンス・プログラムに投資されてきたリソースの内容にも注目していることを特に強調しました。ポリテ氏は、「コンプライアンス・プログラム及び内部統制をより良いものとするために投資を真摯に行っている企業は、DOJ及び刑事局からより好意的に見られる」とコメントしています。また同氏は、DOJは「違法行為を発見・防止する強力なシステムを構築した企業を高く評価する」と付け加えました。⁴ 企業のリーダーシップに対する同氏のメッセージは、これ以上ないほど明確です —「今すぐコンプライアンス・プログラムをサポートしなければ、後でつけを払うことになる」。企業の上層部がどのように自社のコンプライアンス・プログラムに投資し、目的達成のための実効性を確保するために導入することができる具体的な例としては、組織の内部及び外部のコンプライアンス支出を同業他社と比較したベンチマーキングを行うこと、有資格者であるコンプライアンス担当者を雇用する（従業員が効果的に仕事をこなすのに十分な経験を積んでいること）、適切なコンプライアンス・テクノロジーツール、分析ツール並びに自動化リソースに投資すること、及び必要に応じて専任のコンプライアンス担当者又は現地のコンプライアンス連絡担当者を設置するなど本社だけでなく会社の地理的拠点全体で十分なコンプライアンス・リソースを確保すること、などが挙げられます。
- **コンプライアンス部門及びコンプライアンス・オフィサー（チーフ・コンプライアンス・オフィサーを含む）は、組織内で権限を与えられるべきである。**⁵ ポリテ司法次官補は、上記のコンプライアンス・ウィーク会議において、企業のコンプライアンス・プログラムを評価する際にDOJは「組織内においてコンプライアンス部門が適切な地位を確保するために、企業は何の措置を講じたか、またどのような措置を講じたかを対象に調査を行う」と説明しました。同氏は、コンプライアンス・プログラムが単に紙面上だけのプログラムではないのと同様に、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）も名目上の存在であってはならないと強調しました。DOJは、CCOが組織内で適切な地位と発言権を持っているかどうかを検討します。言い換えれば、重要な決定をする際、コンプライアンス部門は決定権を持つ一員として扱われるべきであり、また組織全体で尊重されるべき存在でなければなりません。同氏は、ある企業によるFilipファクター（Filip Factor）のプレゼンテーションの際、コンプライアンス・オフィサーが同席していたにもかかわらず会社の外部弁護士が当局の質問に答えている間ずっと黙って座っていた事実を例として挙げました。⁶「このたった一つの振舞いで、私が必要とするすべての情報が得られました。この振舞いによって、文字通りにも比喩的にも、CCOがその組織で発言権を一切持っていないことが証明されました。」同氏は、コンプライアンス・プログラムに関する知識と責任者としての意識を示す方法として、このような場ではCCO自らが重要な役割を果たすべきであると述べました。コンプライアンス・プレゼンテーションの文脈以外にも、企業は、例えばCCOと取締役会、関係する取締役会委員会及び企業上層部との間に明確な報告ラインを構築する、CCOが主要なビジネス判断及び経営委員会において強い影響力を持つようなポジションを確保する、CCO及びその他コンプライアンス担当者に対してその役割に見合う報酬が支払われるような報酬制度および肩書を構築する、並びにCCOやその他管理部門に必要なに応じてビジネス判断を覆すことができるような権限及び機会を与えることなどの方法で、十分な水準のコンプライアンス機能を確保することができるでしょう。
- **ゲートキーパーは効果的なコンプライアンス・プログラムにおいて重要な役割を持ち、個人はDOJ及びSECによる執行戦略の要となる存在である。** DOJとSECからの最近の発表では、規制当局による執行戦略の重要な部分は個人

の法的責任であり、特にコンプライアンス・オフィサー、弁護士、会計士、監査人などのコンプライアンスに関する「ゲートキーパー」に焦点を当てていることが確認できます。SECの執行部門ディレクターであるグルビル・グレワル氏は、SECの「ゲートキーパーの責任に対する新たな焦点」⁷を概説した最近の講演で、これら個人は違法行為に対する「防御の最前線」であると述べています。DOJ刑事局司法副次官補であるニコラス・マクウェイド氏は、2021年10月聴衆に対し、ホワイトカラー事件の個人訴追がDOJの「最優先事項」であると述べました。⁸ 同様に、司法長官メリック・ガーランド氏も「企業内で不正行為を犯し、そこから利益を得る者の訴追はDOJの最優先事項である」と述べています。⁹ そして昨年末、司法副長官リサ・モナコ氏もこれに同調し、個人を訴追するにあたり執行手段を確保するため、DOJは、オバマ時代の過去のガイダンスを復活する予定であると述べました。本ガイダンスでは、企業が調査協力に基づく責任減免の享受を望む場合、問題となる違法行為に関与した、またはその行為に対して責任があるすべての個人（違法行為の「主要な関与者」に限らない）に関する秘匿特権対象外のすべての情報の提供を義務付けています。¹⁰

ポリテ司法次官補は、個人に重点を置くのは、個人の意思決定や行動に影響を与え、罰し、抑止し、または変えさせるための、DOJの「あめとむち」手法の重要な一つであると説明しています。コンプライアンス部門における個人の重要性を再確認する意味で、同氏は「自社のコンプライアンス・プログラムについて、それが適切な倫理的文化を作り出し、それを維持し、サポートしているかどうかについて尋ねられたとき、その問いは個人の説明責任と結びついている」と説明しました。¹¹ 実際には、DOJやSECが組織の法令順守や内部統制の徹底に誠実に取り組む「ゲートキーパー」個人に対し、訴追などの措置を取る可能性は低いと考えられます。現時点ではゲートキーパーに対する措置は通常の慣行ではなく、ゲートキーパーに重点を置いていると言っても、この点について大きな変化は想定されていません。ただし、ゲートキーパーが違法行為に関与している場合、または違法行為を故意に見ぬふりをした場合は、上に述べたような取組みを実行しようとする検察官及びSECの法執行官のターゲットとなる可能性があります。次回のクライアントアラートでは、執行の焦点となる中で、ゲートキーパーに必要な権限と知識を備えさせるために企業は何ができるのかについて、ご提案いたします。

- **制裁とAMLはコンプライアンスの優先事項でなければならない。** 制裁とマネーロンダリング防止（AML）は、どちらも規制当局にとって最優先のコンプライアンス分野であり、規制当局はこれら二つを、米国の国家安全保障上の利益を標的とする汚職との闘いと切り離せないものだと考えています。バイデン政権は、汚職との戦い、そしてテロリストグループやその他国際的悪人や集団への資金援助に対して、AMLを重要な「戦略的対象」として特定しています。¹² また、パンデミックとは特に関係はありませんが、ロシアによるウクライナ侵攻は、グローバル企業が制裁リスクに更に慎重になる契機となりました。米国政府がロシアに対する新たな制裁措置を導入し続け、その制裁措置が厳しさを増している中、¹³ CCOは、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ及びその他影響を受ける地域と自社の接点が、米国財務省外国資産管理局（OFAC）及びDOJの規制に沿っていることを確認する必要があります。DOJは3月、ロシアのオリガルヒに対する制裁の執行を主な任務とするタスクフォースKleptoCaptureを立ち上げました。

しかし、問題はロシアだけではありません。最近では、モナコ司法副長官がこのトピックに関する一連の講演の中で、制裁の執行とはつまり「新たな米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act/FCPA）」であることを強調しました。¹⁴ また同氏は続けて「制裁の執行の強化は、FCPAが進んできた道を踏襲しています。FCPAの執

行も制裁措置の執行も、どちらも広範な産業に影響を及ぼします。そしてこれらの執行は、米国内にとどまらず、多国間での執行体制としてどんどん広がりを見せています。どちらの執行も、組織内で違法行為を発見する仕組みを構築し、自発的に違法行為を規制当局に申告した企業にメリットを与える仕組みです。」とも述べました。¹⁵（翻訳注：最終的な司法解決の決定にあたり、これらの事情が考慮される。）同氏は「規制当局は今後より多くの制裁措置の執行を行い」、「制裁コンプライアンスが新たな次元へと高度に発展し、リソースがあてがわれていくものと（企業に）期待しています」¹⁶と明確に述べています。この規制当局の焦点に注目し、企業は、自社のコンプライアンス・プログラムの評価を実施する際に、自社のAML及び制裁に関するコンプライアンス・プログラムが規制当局の要求を満たすものであり、また関連するリスクから自社を適切に守るものか、検討する必要があります。

CCOによる証明書の要請は、企業コンプライアンス部門を罰することではなく、権限を与えることを目的としている

CCOに更なる権限を与えることに注力するDOJの方針を強調する形で、最近ポリテ司法次官補は、新たなDOJの司法解決（翻訳注：FCPA等の違反が起こった場合にDOJと訴追された企業が合意する司法解決のこと。罰金の額やコンプライアンス・プログラムの改善要件などが含まれる）の一つとして、従来のCEOに加えてCCOにも個別に企業のコンプライアンス・ポリシーの有効性を証明するように求めると発表しました。DOJ詐欺担当部アシスタントチーフであるローレン・クートマン氏は、最近の講演で「CCOによる証明書は今後すべての司法解決に含まれることになる」と述べました。¹⁷

DOJは、既にCCOによる証明書を司法解決に取り入れ始めています。例えば、2022年6月の国際的先物取引企業グレンコア社とDOJの司法取引の際に、同社CCOによる証明書が取り入れられました。グレンコア社によるFCPA違反及び商品価格操作の共謀に関する訴追を司法解決に導くための合意の一環として、同社は、司法取引内で合意された条件を満たす腐敗行為防止プログラムが実施されたことを証明する証明書を、CEOだけでなくCCOからも取り付けることに合意したのです（FCPA執行措置においてはごく最近までCEOのみが対象）。¹⁸ この証明にあたっては、グレンコア社のコンプライアンス・プログラムがFCPA及び先物取引法に関する「違反を合理的に発見し防ぐことができる」ものであることをCCO及びCEO両名に証明させることも求められています。¹⁹ 近年、FCPAに関する司法解決において、企業は、取締役、CFO、CEO及び「適切な幹部」にコンプライアンス・プログラム、報告義務及びその他司法解決に関する事項を証明する証明書を提出させる旨に合意してきました。モニター（翻訳注：FCPA等に違反した場合、和解の一環として訴追を免れる代わりに一定期間コンプライアンスモニターが指名され、企業のコンプライアンス・プログラムの拡充や当局との合意内容の施行状況をモニターすることがあります）が関与する司法解決の場合、通常、モニターがこの証明を行うことが求められます。新たな方針の下では、CCOが企業に代わってこの証明を行う責任当事者ということになります。SECも、特に2019年のKPMGとの司法解決で注目されたように、CEOに対して企業のコンプライアンス・プログラムの有効性について証明することを求めた例がありますが、現段階でSECはまだCCOにその対象を拡大していません。²⁰

DOJ職員は、「この新たな証明書の要請は罰則的なものではなく、むしろ武器とらえるべきもの」であり、これにより「企業的意思決定においてCCOが適切な地位に就くべきであった、また就くべきであることが明確化される」と述べています。アシスタントチーフのクートマン氏もこれに同調し、「（CCOによる証明の）目的はCCOをターゲットにすることではなく、CCOに権限を与えることである」と講演で述べています。²¹ 特にこの証明書により、CCOが違反やビジネス判断に際する「情報への適切な視認性とアクセス」を確保できるだけでなく、重要な情報へのアクセス権、会議での決定権、リスクの高い取

引やその他重要な決定における発言権などを有することになり、企業内での地位が確実になる可能性があります。²² DOJのFCPAユニット責任者であるデビット・ラスト氏も同様に、今回の動きはCCOやCEOを迫るための「材料を提供する」ものではなく、むしろ「企業がコンプライアンスに真剣に取り組むことを担保」し、CEOやCCOが証明書にサインする前に、自社のコンプライアンス・プログラムが実際に一定の水準に達していることを確認する「動機付け」になると説明しています。²³

この動きに批判が無いわけではありません。ホワイトカラー案件を専門とする弁護士からは、CCOによる証明書がいわゆる「落とし穴ゲーム」になりかねない、つまりDOJは、コンプライアンス・オフィサーが自社のコンプライアンス・プログラムの有効性を証明する証明書に署名するのを待った上で、そのプログラムが適切に構築され、権限を有し、効果的であることを否定してくる可能性もある、という声があがっています。²⁴ CCOによる証明書によって、CCOに対する個人責任が生じたり、またはコンプライアンスの職を避ける要因になる可能性が生じるのでは、という懸念を表明する者もいます。²⁵ CCOによる証明書が実際にどのように機能するか、また果たしてこの要請によって、CCOが司法解決後の義務を主導していく上で実際に権限を与えられるのかについては、現時点では不明です。しかし、CCOによる証明書の要請によりCCOのリスクは高まると考えられます。次のクライアントアラートでは、コンプライアンス・オフィサーが必要に応じてコンプライアンス証明書に署名できるよう、企業がCCOに権限を与えるための実践的なヒントをご提案いたします。

結論

レベルの高いコンプライアンス機能を求める企業は、現在のリスク環境を踏まえて既存のコンプライアンス・プログラムを見直し、リスクに対応するために既存のプログラムが機能していることを確認し、さらにコンプライアンス担当者の企業内での地位を上げることが賢明です。今回のクライアントアラートでは、規制当局の期待を満たし、それを上回ること、また現状のハイブリッドな労働環境に対応できるプログラムの構築を目指す企業のために、実践的なヒントをご提案します。レイサム アンド ワトキンスのホワイトカラー犯罪弁護 & 内部調査プラクティスグループは、コンプライアンスに関する規制の専門家、被告側弁護士として長年専門的に活動している者、また政府弁護士として高いポジションに就いていた者などの布陣を揃えており、パンデミック後の環境においてコンプライアンス・プログラムを強化する方法について、企業に最高のアドバイスを提供させていただきます。

本クライアントアラートに関するご質問がありましたら、下記本クライアントアラートの著者または通常ご連絡いただいている弁護士までお問い合わせください。

藤 かえで

kaede.toh@lw.com
+81.3.6212.7809
Tokyo

Christopher D. Frey*

christopher.frey@lw.com
+1.212.906.1732 / +1.415.395.8279
New York / San Francisco

Erin Brown Jones

erin.brown.jones@lw.com
+1.202.637.3325
Washington, D.C.

Catherine A. Rizzoni

cat.rizzoni@lw.com
+1.415.395.8271
San Francisco

Katherine A. Sawyer

katherine.sawyer@lw.com
+1.213.891.8839
Los Angeles

** Not admitted to practice in California. Admitted to practice in New York.*

クライアントアラート (Client Alert) は、レイサムアンドワトキンスがクライアント及び関係者へのニュース配信サービスとして発行しているものであり、法的アドバイスを行うことを意図したものではありません。本書のテーマについての詳細な分析又は説明が必要な場合には、通常ご連絡いただいている当事務所の弁護士へお知らせください (当事務所の弁護士が資格を有しない法域の法律事務につき勧誘するものではありません)。レイサムアンドワトキンスが発行したクライアントアラートの一覧は、www.lw.com からご覧ください。お客様のご連絡先やレイサムアンドワトキンスから受け取る情報について変更をされたい場合には、<https://www.sites.lwcommunicate.com/5/2399/forms-english/subscribe.asp> にて、当所のクライアントメーリングプログラムにご登録ください。

参照

¹ See, e.g., Updated DOJ Guidance on Corporate Compliance Programs Emphasizes Technology, Real-Time Compliance Data, and Lessons Learned, LATHAM & WATKINS LLP (June 4, 2020), <https://www.lw.com/admin/upload/SiteAttachments/Alert%202753.v2.pdf>; Lessons for UK Companies From US DOJ Guidance on Corporate Compliance Programs, LATHAM & WATKINS, LLP (May 3, 2019), <https://www.latham.london/2019/05/lessons-for-uk-companies-from-us-doj-guidance-on-corporate-compliance-programs/>.

² THE WHITE HOUSE, UNITED STATES STRATEGY ON COUNTERING CORRUPTION (December 2021) [hereinafter UNITED STATES STRATEGY ON COUNTERING CORRUPTION], <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/12/United-States-Strategy-on-Countering-Corruption.pdf>.

- ³ 2017年DOJが対外用に企業向けコンプライアンス・プログラム・ガイダンスを発行して以来、DOJが企業のコンプライアンス・プログラムを評価する際に問う重要な質問である。See U.S. DEP'T OF JUSTICE, EVALUATION OF CORPORATE COMPLIANCE PROGRAMS 9-14 (Updated June 2020) [hereinafter EVALUATION OF CORPORATE COMPLIANCE PROGRAMS], <https://www.justice.gov/criminal-fraud/page/file/937501/download>.
- ⁴ Transcript: Kenneth Polite Jr. keynote address at Compliance Week 2022, COMPLIANCE WEEK (May 17, 2022), https://www.complianceweek.com/regulatory-enforcement/transcript-kenneth-polite-jr-keynote-address-at-compliance-week-2022/31698_article.
- ⁵ EVALUATION OF CORPORATE COMPLIANCE PROGRAMS, supra note 3, at 9-14.
- ⁶ Filipファクター・プレゼンテーションとは、連邦検察官マニュアルが定める10の要素にちなんで名付けられたもので、DOJが企業を起訴するか判断するにあたって参考にする、企業の代理人が起訴決定の前に検察官に提示するプレゼンテーションのことを指す。
- ⁷ Stewart Bishop, Top Enforcement Officials Eye Individual Prosecutions, Crypto, LAW360 (Oct. 27, 2021), <https://www.law360.com/fintech/articles/1435304>.
- ⁸ Ines Kagubare, DOJ Official: "The top priority really is individuals," GLOBAL INVESTIGATIONS REVIEW (Oct. 27, 2021), <https://globalinvestigationsreview.com/just-anti-corruption/article/doj-official-the-top-priority-really-individuals>.
- ⁹ Attorney General Merrick B. Garland Delivers Remarks to the ABA Institute on White Collar Crime, U.S. DEP'T OF JUSTICE (Mar. 3, 2022), <https://www.justice.gov/opa/speech/attorney-general-merrick-b-garland-delivers-remarks-aba-institute-white-collar-crime>.
- ¹⁰ Deputy Attorney General Lisa O. Monaco Gives Keynote Address at ABA's 36th National Institute on White Collar Crime, U.S. DEP'T OF JUSTICE (Oct. 28, 2021), <https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-lisa-o-monaco-gives-keynote-address-abas-36th-national-institute>. トランプ政権下では、DOJは違法行為の「主要な関与者」の情報開示のみを要求していた。DOJ Announces Policy Changes to "Invigorate" Efforts to Combat Corporate Crime, LATHAM & WATKINS LLP (Oct. 29, 2021), <https://www.lw.com/admin/upload/SiteAttachments/Alert%202905%20final.pdf>.
- ¹¹ Assistant Attorney General Kenneth A. Polite Jr. Delivers Justice Department Keynote at the ABA Institute on White Collar Crime, U.S. DEP'T OF JUSTICE (Mar. 3, 2021), <https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-kenneth-polite-jr-delivers-justice-department-keynote-aba>.
- ¹² UNITED STATES STRATEGY ON COUNTERING CORRUPTION, supra note 2 at 20.
- ¹³ Sanctions Update: EU, UK, US, and Japan Expand Sanctions and Export Controls Relating to Russia, LATHAM & WATKINS LLP (Apr. 12, 2022), <https://www.lw.com/admin/upload/SiteAttachments/Alert%202954.v5.pdf>.
- ¹⁴ Deputy Attorney General Lisa O. Monaco Delivers Keynote Remarks at 2022 GIR Live: Women in Investigations, U.S. DEP'T OF JUSTICE (June 16, 2022), <https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-lisa-o-monaco-delivers-keynote-remarks-2022-gir-live-women>.
- ¹⁵ Id.
- ¹⁶ Id.
- ¹⁷ Al Barbarino, DOJ Official Confirms CCO Certs. Are New Settlement Staple, LAW360 (June 22, 2020), <https://www.law360.com/articles/1504734/doj-official-confirms-cco-certs-are-new-settlement-staple>.
- ¹⁸ Plea Agreement at Attachment F, U.S. v. Glencore, No. 3:22-cv-71 (D. Conn. May 24, 2022), <https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1508931/download>; Plea Agreement at Attachment H, U.S. v. Glencore Int'l A.G., No. 22-cr-297 (S.D.N.Y. May 24, 2022), <https://www.justice.gov/criminal/file/1508266/download>.
- ¹⁹ Id.
- ²⁰ See Order Instituting Public Administrative and Cease-and-Desist Proceedings Pursuant to Sections 4C and 21C of the Securities Exchange Act of 1934 and Rule 102(e) of the Commission's Rules of Practice, Making Findings, and Imposing Remedial Sanctions and a Cease-and-Desist Order, In the Matter of KPMG LLP, No. 3-19203 (June 17, 2019), <https://www.sec.gov/litigation/admin/2019/34-86118.pdf>.
- ²¹ Barbarino, supra note 17.
- ²² Id.
- ²³ Anna B. Roach, FCPA Chief Clarifies Compliance Certification Efforts, GLOBAL INVESTIGATIONS REVIEW (June 14, 2022), <https://globalinvestigationsreview.com/just-anti-corruption/article/fcpa-chief-clarifies-compliance-certification-efforts>.
- ²⁴ Id.
- ²⁵ Anna B. Roach, DOJ Official: Compliance Certification To Be Incorporated Into Every Corporate Resolution, GLOBAL INVESTIGATIONS REVIEW (June 23, 2022), <https://globalinvestigationsreview.com/just-anti-corruption/article/doj-official-compliance-certification-be-incorporated-every-corporate-resolution>.